男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画推進施策の実施の状況についての報告書

＜2026 年版富山県の男女共同参画＞

2026 年 9 月

富山県

はじめに

すべての人が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しながら、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国社会の最重要課題と位置づけられています。

国においては、1999 年に「男女共同参画社会基本法」を公布・施行し、2000 年には「男女共同参画基本計画」を策定、2005 年、2010 年、2015 年及び 2020 年には同基本計画を改定するなど、男女共同参画社会づくりに向けた取組みが行われています。

本県においても、2001 年３月に「富山県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、12 月には「富山県民男女共同参画計画」を策定し、2007 年、2012 年、2018 年に改定しながら男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策を進めてきました。

その結果、女性の各分野への参画は着実に進んでおり、特に、女性の就業率や平均勤続年数、女性雇用者に占める正社員の割合は、全国トップクラスとなっています。しかしながら、女性の管理職比率は低い水準に留まっており、家事関連時間の男女差も大きい状況です。性別による決めつけや無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に気づき、見直していくことが不可欠です。

また、少子高齢化が進む中、若者、特に就職期の女性の転出超過は、地域経済の縮小や地域の魅力の減退だけでなく、少子化の進行を加速させることから、個性と能力を十分に発揮でき若者や女性にとって魅力的な職場環境づくりが求められています。

こうした課題や経済社会情勢の変化等に対応するため、2023 年３月に改定した「富山県民男女共同参画計画（第５次）」に基づき、取組みを進めているところです。

本書は、条例第 23 条に基づく男女共同参画の推進の状況と男女共同参画推進施策の実施の状況についての報告書であり、多くの県民や事業者の皆様に本県の男女共同参画の現状と課題について認識いただき、ともに連携した取組みを進めることで、男女共同参画社会の実現に資することを目指すものです。

目　　次

はじめに

第１　男女共同参画の推進の状況

１．行政分野における状況 …… 1

(1) 審議会等における女性委員の割合
(2) 行政委員会の女性委員数
(3) 法律に基づいて配置されている委員・相談員への女性の選任状況
(4) 女性公務員の採用及び登用状況
(5) 小・中・高・特別支援学校の女性教員及び登用数
＜参考＞ 政治への女性の参画状況(県・市町村議会における女性議員数)

２．家庭生活における状況 …… 6

(1) 県民の意識の状況
(2) 家事等の役割分担の状況
(3) 男女別育児休業の取得状況
(4) 配偶者等からの暴力（ＤＶ）の状況

３．職業生活における状況 ……9

(1) 年齢別労働力率（M字カーブ）
(2) 年齢別労働力率の経年変化
(3) 県民の意識の状況
(4) 女性活躍推進状況

４．地域における状況 ……13

(1) 男女共同参画推進員
(2) 市町村における男女共同参画計画の策定等の状況

５．県民共生センターの状況 ……15

(1) 講座等の実施状況
(2) 県民からの相談の状況

６．富山県民男女共同参画計画(第５次)目標指標一覧 …… 16

７．男女共同参画に関連する統計資料　(参考) …… 18

第２　男女共同参画推進施策の実施状況

・富山県男女共同参画計画（第５次）体系図……19

・2025（令和７）年度男女共同参画施策（概要）……20

・2026（令和８）年度男女共同参画施策（概要）……21

(参考資料)

・富山県男女共同参画推進条例 …… 22

・主な相談機関等一覧 …… 25

第１
男女共同参画の推進の状況

第１　男女共同参画の推進の状況

１．行政分野における状況

(1) 審議会等における女性委員の割合

県の審議会等への女性委員の選任については、2023(令和５)年３月に策定した「富山県民男女共同参画計画(第５次)」において、目標数値(2026 年:40%以上 60%以下)を掲げ、取組みを進めているところである。

ア　県における審議会等の委員数

2026(令和８)年４月１日現在の状況は、委員総数 1,571 人のうち、女性委員は 559 人、女性委員の割合は 35.6%（前年比 0.3 ポイント減）である。

＜県における審議会等の女性委員の割合の推移：～2020 年６月１日現在、2021 年～４月１日現在（%）＞

2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年
37.3	37.3	38.0	38.8	38.9	38.9	41.1	40.5 (35.9)	(※) 36.0	(※) 35.9	(※) 35.6

(※) 2024（令和６）年調査からの変更点
国の男女共同参画計画の審議会等の定義に準拠し、対象を法令に基づく附属機関に見直したもの
()内は 2024 年ベースで算出したもの

(参考) 国における審議会等の女性委員の割合（%）及び成果目標　【各年９月 30 日現在】(%)

2025 年９月 30 日現在	成果目標(2025 年)
42.9	40 以上 60 以下

2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
36.7	37.1	37.4	37.6	39.6	40.7	42.3	43.0	42.1	42.0	42.9

イ　市町村における審議会等の委員数

委員総数 8,650 人のうち、女性委員は 2,414 人、女性委員の割合は 27.9%（前年比 0.2 ポイント減）である。

＜市町村における審議会等の女性委員の割合の推移：～2023 年３月 31 日現在、2024 年～４月１日現在（%）＞

2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年
26.3	26.2	25.9	25.7	25.8	25.9	26.4	26.9	26.6	28.1	27.9

⑵ 行政委員会の女性委員数

県においては、女性委員は計 15 名(前年比 1 名増)となっている。

市町村においては、女性委員は計 92 名（前年比 1 名減）となっている。

行政委員会	県[2026.4.1 現在]				市町村[2026.4.1 現在]		
	委員現数(人)	女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	全国	委員現数(人)	女性委員数(人)	女性委員の割合(%)
教育委員会(※)	5(5)	1(1)	20.0(20.0)	[45.0]	61(61)	29(30)	47.5(49.2)
選挙管理委員会	4(4)	1(1)	25.0(25.0)	[25.5]	60(60)	14(14)	23.3(23.3)
人事(公平)委員会	3(3)	1(1)	33.3(33.3)	[29.8]	33(33)	8(8)	24.2(24.2)
監査委員	4(4)	1(1)	25.0(25.0)	[18.0]	34(34)	1(2)	2.9(5.9)
公安委員会	3(3)	1(1)	33.3(33.3)	[30.8]	－	－	－
労働委員会	15(15)	4(4)	26.7(26.7)	[27.4]	－	－	－
収用委員会	7(7)	3(2)	42.9(28.6)	[31.5]	－	－	－
海区漁業調整委員会	15(15)	1(1)	6.7(6.7)	[11.5]	－	－	－
内水面漁場管理委員会	8(8)	2(2)	25.0(25.0)	[23.2]	－	－	－
農業委員会	－	－	－	－	278(280)	35(36)	12.6(12.9)
固定資産評価審査委員会	－	－	－	－	45(45)	5(3)	11.1(6.7)
計	64(64)	15(14)	23.4(21.8)	[24.0]	511(513)	92(93)	18.0(18.1)

(※)教育委員会は教育長除く

・（ ）内は前年の数値

・「全国」は全都道府県における女性委員の割合(2025 年度、内閣府調べ)

⑶ 法律に基づいて配置されている委員・相談員への女性の選任状況

社会教育委員等７つの委員・相談員 2,954 名のうち、女性委員・相談員は 1,499 名で女性比率は 50.7%（前年比 0.5 ポイント増）である。

[2026.4.1 現在]

	総数(人)	うち女性(人)	女性の割合(%)	全国都道府県平均
社会教育委員	163(162)	57(54)	35.0(33.3)	36.7%[2021.10 現在]
民生委員・児童委員	2,560(2,568)	1,331(1,325)	52.0(51.6)	62.4％[2024.3.31 現在]
女性相談支援員	14(13)	14(13)	100.0(100.0)	－
身体障害者相談員	156(170)	48(50)	30.8(29.4)	－
戦傷病者相談員	2(2)	1(1)	50.0(50.0)	－
母子・父子自立支援員	14(14)	14(14)	100.0(100.0)	－
知的障害者相談員	45(54)	34(40)	75.6(74.1)	－

（ ）内は前年の数値

⑷ 女性公務員の採用及び登用状況

ア　県における管理職等の登用状況

女性職員の登用をさらに促進するため、管理職(※)への登用について、2026(令和８)年４月から 2031 (令和 13) 年４月までの５年間で 27%以上とする登用目標を設定し、女性登用を進めている。

女性の部長級は 2 名 (前年比４名減)、次長級で 11 名(前年比２名減)、課長級で 93 名(前年比 10 名増)である。

課長級以上の管理職全体における割合は、22.7%(前年比 1.4 ポイント増)である。

[2026.4.1 現在]

	総　数(人)	男　性(人)	女　性(人)	女性割合(%)	全 国
特 別 職	4(4)	3(3)	1(1)	25.0(25.0)	
小 計	4(4)	3(3)	1(1)	25.0(25.0)	
一 般 職					
部長級	27(30)	25(24)	2(6)	7.4(20.0)	
次長級	63(64)	52(51)	11(13)	17.5(20.3)	
課長級	376(386)	283(303)	93(83)	24.7(21.5)	
小 計	466(480)	360(378)	106(102)	22.7(21.3)	(16.8%)
合　計	470(484)	363(381)	107(103)	22.8(21.3)	

(※)知事部局における数値 (中央病院の医師・看護師等、派遣者を除く)

・ (　)内は前年の数値

・「全国」は全都道府県における管理職等の登用状況(2025 年(令和７)年４月１日現在)

イ　県における採用試験による採用者 (事務職)

2025(令和７)年度の採用試験において採用された上級職 98 名のうち、女性は 66 名で、女性比率は 67.3%である。初級職は、採用 16 名のうち女性は 11 名であった。

[2025 年度]

	総　数(人)	男　性(人)	女　性(人)	女性の割合 (%)
上　　級	98(81)	32(34)	66(47)	67.3(58.0)
中　　級				
初　　級	16(27)	5(6)	11(21)	68.8(77.8)

・県警を除いた数値

・(　)内は前年の数値

ウ　市町村における管理職への登用状況

女性の部長級は13名（前年比４名増）、次長級で30名（前年比３名増）、課長級で169名（前年比６名減）である。

課長級以上の管理職全体における割合は、20.8％（前年同値）である。

［2026.4.1現在］

	総　数（人）	男　性（人）	女　性（人）	女性の割合（％）
部　長　級	86（86）	73（77）	13（9）	15.1（10.5）
次　長　級	162（158）	132（131）	30（27）	18.5（17.1）
課　長　級	771（772）	602（597）	169（175）	21.9（22.6）
計	1,019（1,016）	807（805）	212（211）	20.8（20.8）

（ ）内は前年の数値

⑸ 小・中・高・特別支援学校の女性教員及び登用数

教員総数中の女性比率は55.1％（女性/総数＝4,137/7,514人、前年比0.2ポイント増）である。

校長の女性比率は34.7％、教頭の女性比率は50.0％となっており、いずれも全国と比べ高くなっている。

［2026．５．１現在 助教諭、講師等を除く。］

公立のみ。教頭には副校長を含む。

	区　分	小　学　校	中　学　校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校	計
教員総数	総　数（人）	3,218（3,278）	1,771（1,776）	143（75）	1,620（1,645）	762（770）	7,514（7,544）
	男　性（人）	1,170（1,201）	942（944）	59（31）	936（959）	270（266）	3,377（3,401）
	女　性（人）	2,048（2,077）	829（832）	84（44）	684（686）	492（504）	4,137（4,143）
	女性の割合（％）	63.6（63.4）	46.8（46.8）	58.7（58.7）	42.2（41.7）	64.6（65.5）	55.1（54.9）
校長	総　数（人）	159（168）	70（72）	6（4）	37（37）	13（13）	285（294）
	男　性（人）	89（95）	52（59）	5（3）	31（29）	9（8）	186（194）
	女　性（人）	70（73）	18（13）	1（1）	6（8）	4（5）	99（100）
	女性の割合（％）	44.0（43.5）	25.7（18.1）	16.7（25.0）	16.2（21.6）	30.8（38.5）	34.7（34.0）
教頭	総　数（人）	167（177）	82（88）	12（8）	87（87）	38（38）	386（398）
	男　性（人）	76（74）	47（49）	6（4）	54（60）	10（10）	193（197）
	女　性（人）	91（103）	35（39）	6（4）	33（27）	28（28）	193（201）
	女性の割合（％）	54.5（58.2）	42.7（44.3）	50.0（50.0）	37.9（31.0）	73.7（73.7）	50.0（50.5）
全国	教員総数に占める女性の割合	（62.4）	（45.1）	（53.3）	（35.2）	（62.7）	（53.0）
	校長に占める女性の割合	（29.6）	（13.9）	（13.8）	（13.4）	（34.7）	（23.6）
	教頭に占める女性の割合	（33.5）	（21.3）	（27.1）	（18.0）	（37.8）	（28.1）

（ ）内は前年の数値

＜参　考＞

・政治への女性の参画状況（県・市町村議会における女性議員数）

(1)　県議会においては、現議員数 40 名のうち、女性議員は４名で女性比率は 10.0％(前年同数)である。

(2)　市町村議会においては、現議員数 247 名のうち、女性議員は 34 名(前年比５名増)で女性比率は 13.8％(前年比 2.0 ポイント増)である。

［2026.4.1 現在］

	議員総数 ［現在数］(人)	女性議員数 (人)	女性議員 の割合(%)	全　国　平　均
県	40(40)	４(４)	10.0(10.0)	14.7％［2025 年 12 月現在］
市町村	247(245)	34(29)	13.8(11.8)	18.8％［2025 年 12 月現在］(区を含む)
市	195(193)	26(24)	13.3(12.4)	21.1％［2025 年 12 月現在］(区を含む)
町村	52(52)	８(５)	15.4(9.6)	14.9％［2025 年 12 月現在］

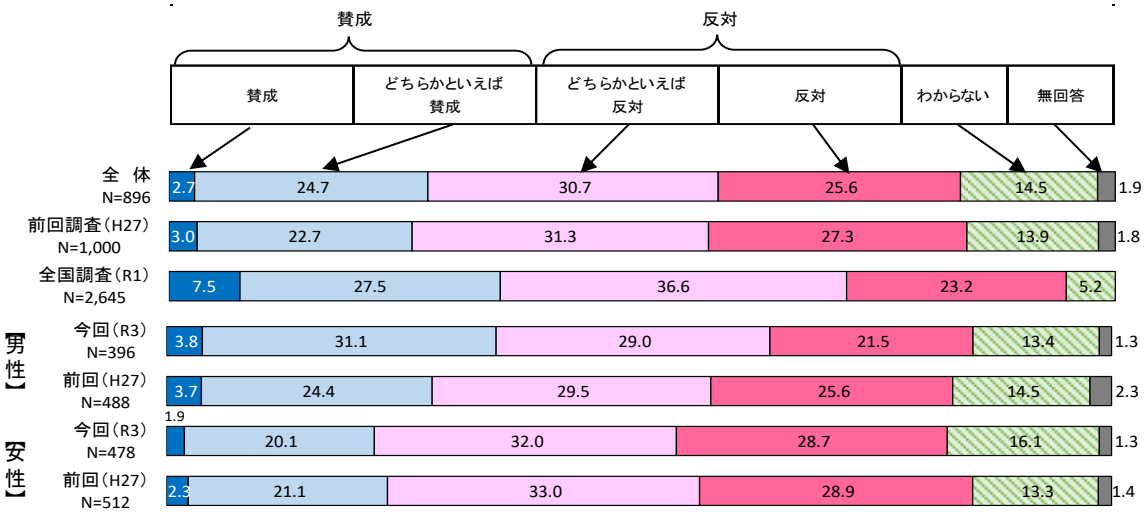
()内は前年の数値

２．家庭生活における状況

(1) 県民の意識の状況

ア　「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、「賛成」27.4%、「反対」56.3%と、「反対」が「賛成」を28.9ポイント上回った。

・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

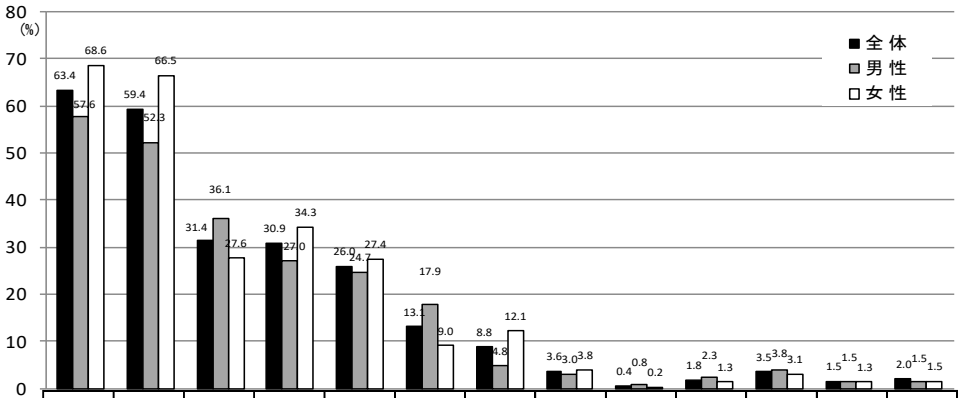


富山県「男女共同参画社会に関する意識調査」（2021（令和3）年度）より

参考：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（2024（令和6）年）では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、「賛成」33.1%（男性37.5%、女性 29.3%）、「反対」64.8%（男性59.7%、女性69.2%）と、「反対」が「賛成」を31.7ポイント上回っている。

イ　男性が家事・育児を行うことについてのイメージは、「男性も家事・育児を行うことは、当然である」（63.4%）が最も多く、次いで「子どもにいい影響を与える」（59.4%）、「仕事と両立させることは、現実として難しい」（31.4%）となっている。
「男性も家事・育児を行うことは、当然である」は前回調査(H27)より12ポイント増加している。

・男性が家事・育児を行うことについてのイメージについて



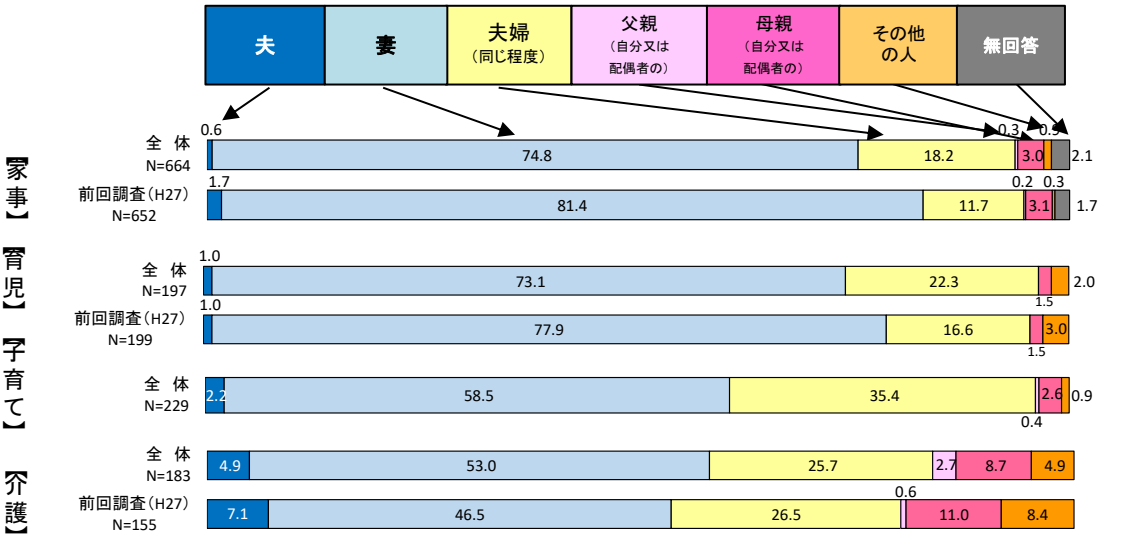
			男性も家事・育児を行うことは、当然である	子どもにいい影響を与える	仕事と両立させることは、現実として難しい	家事・育児を行う男性は、時間の使い方が効率的で、仕事もできる	男性自身も充実感が得られる	家事・育児は女性の方が向いている	妻が家事・育児をしていないと誤解される	周囲から冷たい目で見られる	男性は、家事・育児を行うべきではない	特にない	わからない	その他	無回答
全体		N=896	63.4	59.4	31.4	30.9	26.0	13.1	8.8	3.6	0.4	1.8	3.5	1.5	2.0
前回調査（H27）		N=1000	51.4	55.5	39.4	31.2	23.4	16.7	9.3	2.7	0.5	1.8	3.9	1.1	2.6
男女別	男性	N=396	57.6	52.3	36.1	27.0	24.7	17.9	4.8	3.0	0.8	2.3	3.8	1.5	1.5
	女性	N=478	68.6	66.5	27.6	34.3	27.4	9.0	12.1	3.8	0.2	1.3	3.1	1.3	1.5

富山県「男女共同参画社会に関する意識調査」（2021（令和3）年度）より

(2) 家事等の役割分担の状況

家事等の役割分担は、「夫婦(同じ程度)」が、家事(18.2%)、育児(22.3%)、子育て(35.4%)、介護(25.7%)となっている。

家事、育児については、「夫婦(同じ程度)」と答えた人の割合が前回調査(H27)より増加しており、主に「妻」が分担していると答えた人の割合は、約8割から約7割に減少している。



富山県「男女共同参画社会に関する意識調査」(2021(令和3)年度)より

(3)男女別育児休業の取得状況

2025(令和7)年調査では、育児休業を取得した人の割合(取得率)が、女性87.5%、男性60.7%であった。

＜女性＞ (単位:%)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
富山県	96.4	98.1	98.2	98.2	99.0	98.8	98.6	98.9	96.6	87.5
全国	81.8	83.2	82.2	83.0	81.6	85.1	80.2	84.1	86.6	88.3

＜男性＞ (単位:%)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
富山県	5.8	2.8	3.9	3.0	8.1	8.8	15.6	33.9	54.5	60.7
全国	3.16	5.14	6.16	7.5	12.65	13.97	17.13	30.1	40.5	50.9

富山県労働政策課「賃金等労働条件実態調査報告書」(～2024年)
「富山県賃上げ・人材確保・労働条件等に関する調査結果」(2025年)
厚生労働省 「雇用均等基本調査」

(4) 配偶者等からの暴力（ＤＶ）の状況

ア　ＤＶに関する相談件数

ＤＶに関する相談件数は、女性相談支援センター及び県民共生センターあわせて、2025(令和７)年度は4,218件となり、前年度より544件増加した。

・ＤＶに関する相談件数　　（単位：件）

区　分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
女性相談支援センター(※)	2,848	3,366	3,054	3,343	3,843	4,076	3.452	3,596	3,657	4,205
県民共生センター	39	43	38	27	17	22	15	12	17	13
計	2,887	3,409	3,092	3,370	3,860	4,098	3,467	3,608	3,674	4,218
［参考］　全　国	106,367	106,110	114,481	119,276	129,491	122,478	122,211	126,743	127,796	―

(※) 女性相談支援センターの件数：富山県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）職員、富山市こども福祉課、高岡市子ども・子育て課、南砺市こども家庭相談室、黒部市こども支援課の各女性相談支援員が受付・処理した件数
全国：配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

（参考）市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターの相談件数　　（単位：件）

区　分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
高岡市男女平等推進センター	1,516	1,712	1,607	1,510	1,134	1,889	1,634	1,940	1,649	1,743

イ　一時保護及び保護命令の発令状況

女性相談支援センターにおける2025(令和７)年度の一時保護人数及び保護命令発令件数は、一時保護人数は24人(前年比４件増)、保護命令発令件数は12件(前年比１件減)であった。

・ＤＶ被害者の一時保護　　（単位：人）

区　分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
富山県	25	25	22	31	27	33	20	22	20	24
全　国	3,214	3,000	2,814	2,758	2,376	2,087	1,997	2,032	1,964	―

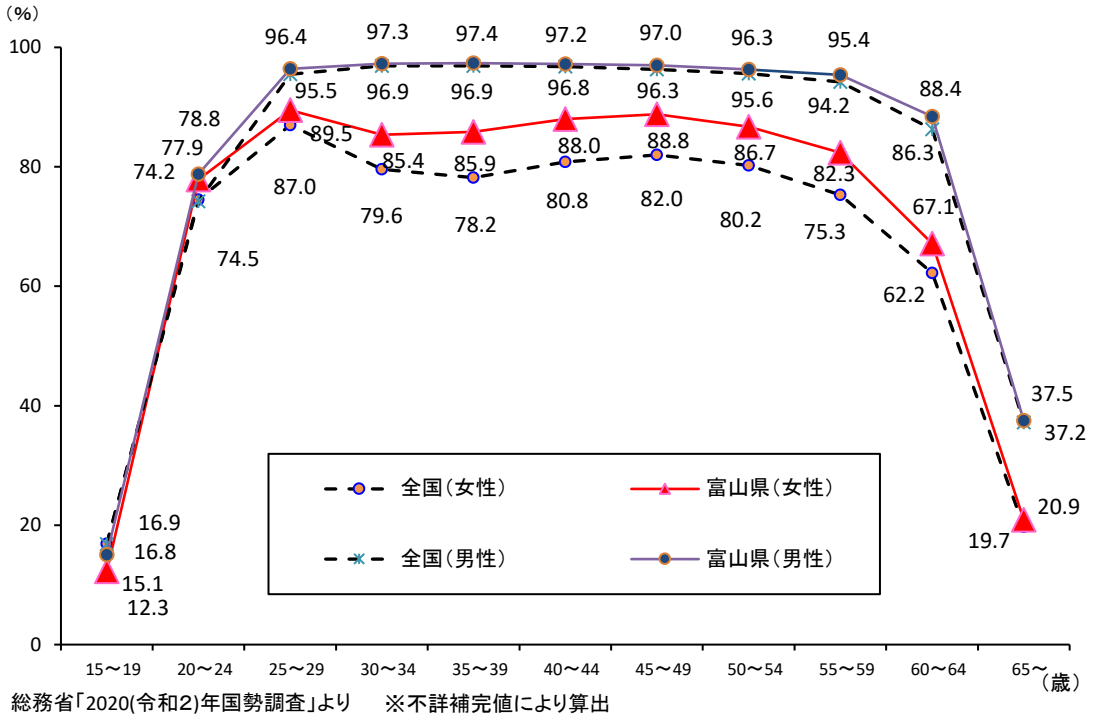
・保護命令発令状況　　（単位：件）

区　分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
富山県	5	8	8	16	14	7	10	14	13	12
全　国	2,007	1,811	1,645	1,549	1,444	1,293	1,097	1,096	1,101	1,040

３．職業生活における状況

(1) 年齢別労働力率(M字カーブ)

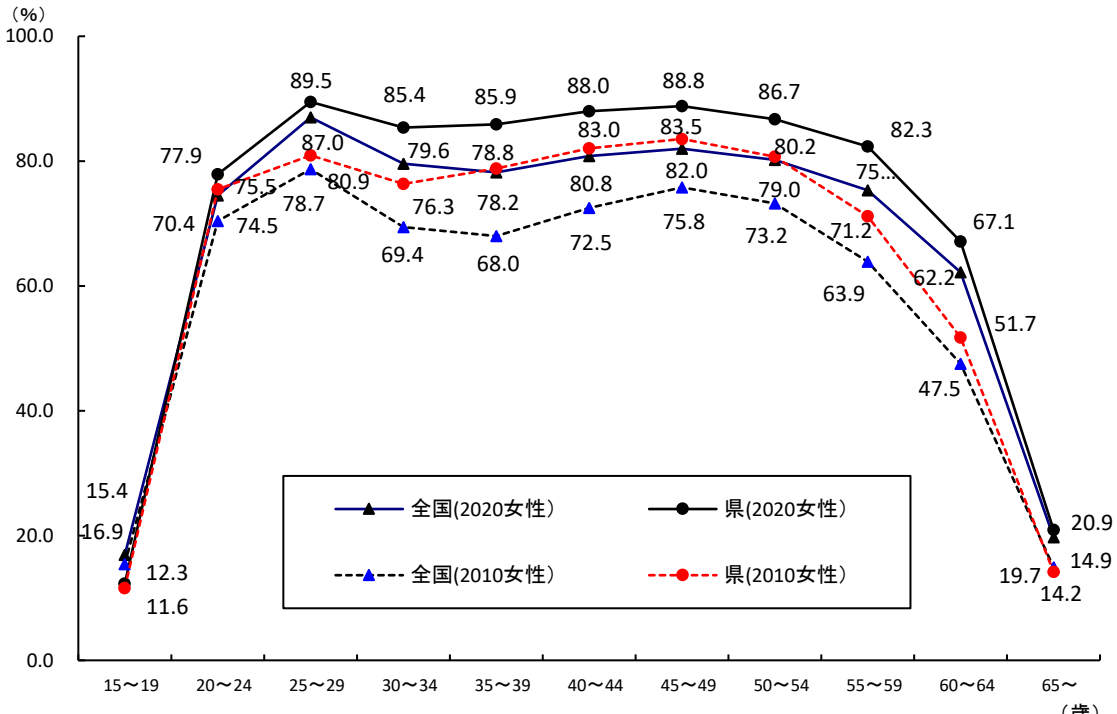
女性の年齢別労働力率は、結婚、出産、子育て期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆるM字カーブの形状となるが、本県の低下の度合いは全国値に比べ低くなっている。



総務省「2020(令和2)年国勢調査」より　※不詳補完値により算出

(2) 年齢別労働力率の経年変化

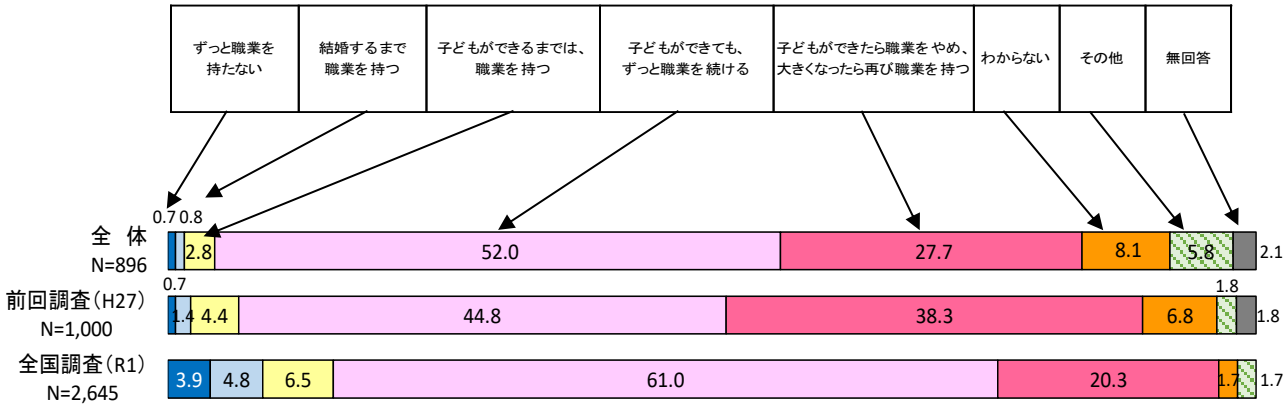
女性の年齢別労働力率は、M 字の谷は浅くなっており、M字カーブの解消が進んでいるほか、10年前に比べ、全ての年齢階級で上昇している。



総務省「2010(平成22)、2020(令和2)年国勢調査」より　※2020年は不詳補完値により算出

(3) 県民の意識の状況

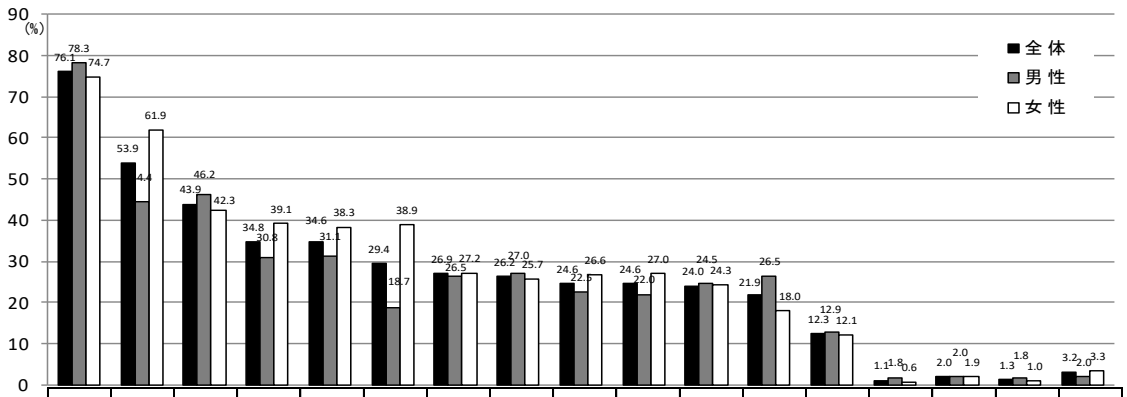
ア 「女性の望ましい働き方」については、「子どもができても、ずっと職業を続ける」(52.0%)が最も多く、次いで「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ」(27.7%)などとなっている。



富山県「男女共同参画社会に関する意識調査」(2021(令和3)年度)より

イ 「女性が長く働き続けるのを困難にしたり、障害になると考えられること」については、「出産・育児」(76.1%)が最も多く、次いで「お年寄りや病人の世話」(53.9%)、「長く働き続けられるような職場の条件・制度が不十分」(43.2%)となっている。

・ 女性が長く働き続けるのを困難にさせていること



			出産・育児	お年寄りや病人の世話	長く働き続けられるような職場の条件・制度が不十分	家族の理解や協力が得られないこと	家事	自分の健康	子どもの教育	夫の転勤	女性はすぐやめる、労働力が劣るという考え方	職場でのセクシャルハラスメントやマタニティハラスメント	職場での結婚・出産退職の慣行	昇進、教育訓練などでの男女の不公平な扱い	仕事の内容にやりがいがないこと	障害、困難になるものはない	わからない	その他	無回答
全体		N=896	76.1	53.9	43.9	34.8	34.6	29.4	26.9	26.2	24.6	24.6	24.0	21.9	12.3	1.1	2.0	1.3	3.2
前回調査(H27)		N=1000	78.1	45.7	43.2	28.9	38.1	18.7	24.6	25.2	15.4	15.2	25.5	15.4	8.7	0.9	4.7	1.5	2.4
男女別	男性	N=396	78.3	44.4	46.2	30.8	31.1	18.7	26.5	27.0	22.5	22.0	24.5	26.5	12.9	1.8	2.0	1.8	2.0
	女性	N=478	74.7	61.9	42.3	39.1	38.3	38.9	27.2	25.7	26.6	27.0	24.3	18.0	12.1	0.6	1.9	1.0	3.3

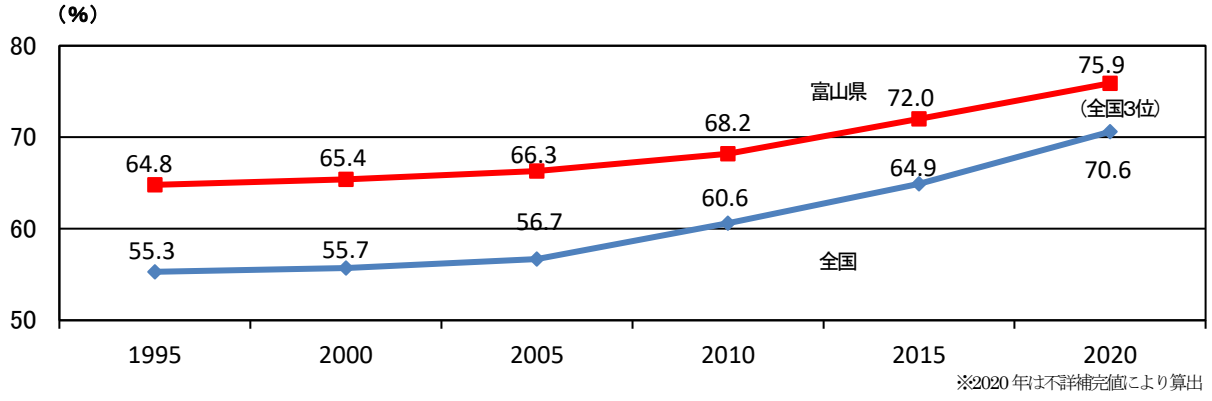
富山県「男女共同参画社会に関する意識調査」(2021(令和3)年度)より

(4) 女性活躍推進状況

・本県の女性の就業率（15～64 歳）は全国平均より高い（75.9%、全国 70.6%：2020 年）一方で、民間事業所を含めた管理職に就く女性の割合は、着実に増加しているものの、依然低い水準にある。その背景として、男性中心の労働慣行が残っていること、家事・育児の大半を女性が担って居る実態があることなどが考えられる。

・業種別にみると、「医療・福祉」が 58.6%で最も高く、次いで「情報通信業」（14.8%）となっている。また、最も低いのは「運輸業」（3.3%）で、次いで「建設業」（4.8%）、「製造業」（5.2%）となっている。

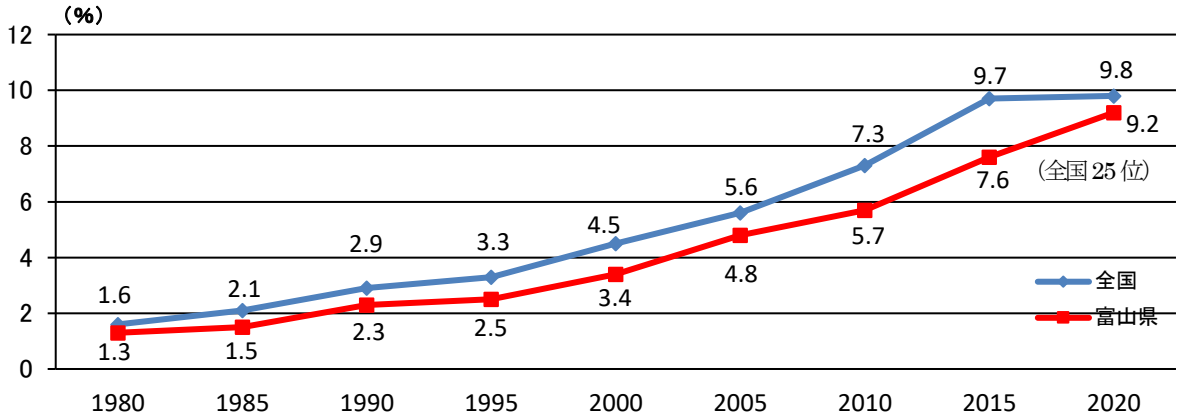
・女性の就業率（15～64 歳）



※2020 年は不詳補完値により算出

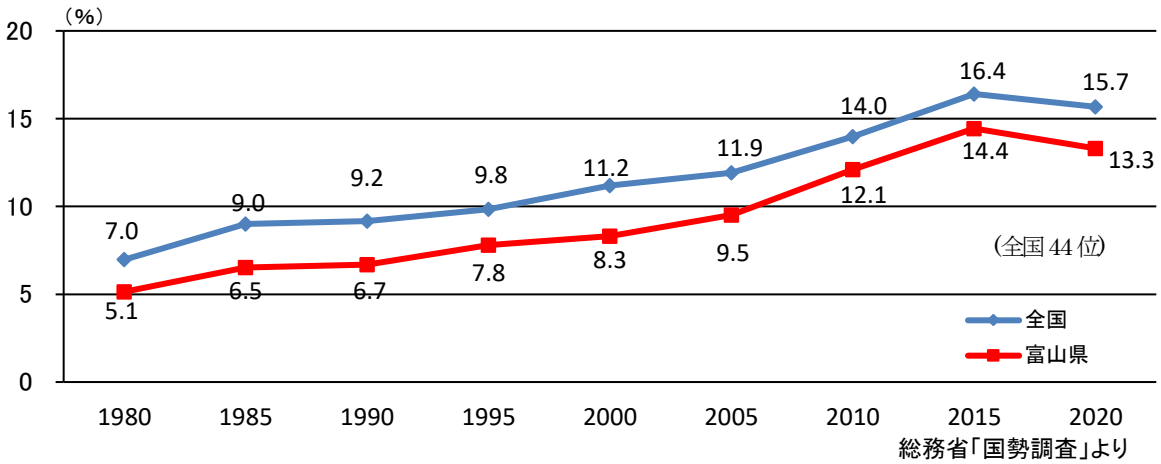
総務省「国勢調査」より

・管理的職業従事者（雇用者のみ）に占める女性の割合の推移



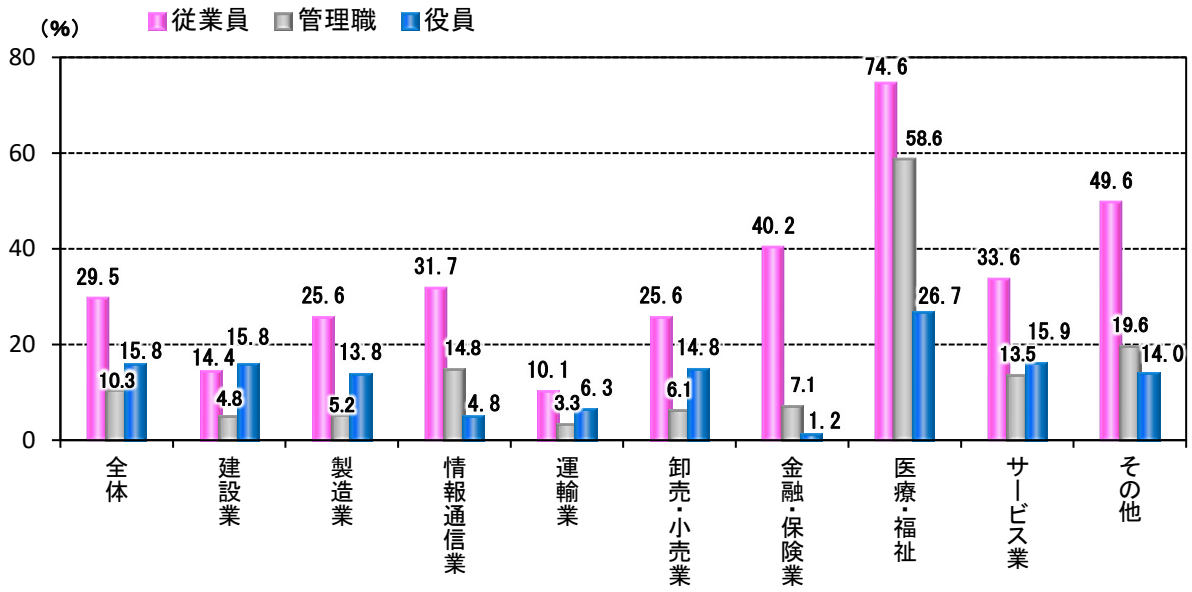
総務省「国勢調査」より

・管理的職業従事者（役員等含む）に占める女性の割合の推移



総務省「国勢調査」より

・管理職に占める女性の割合（業種別）



富山県「女性活躍推進調査」(2021(令和3)年度)より

４．地域における状況

(1) 男女共同参画推進員

県では、県民の協力を得て地域における男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画計画の啓発及びその他の活動を行う富山県男女共同参画推進員制度を設けている。

推進員は、原則各区域（地区）に配置し、県全体で488 名（2026(令和8)年4月１日現在）に依頼している。

2025(令和7)年度活動状況

市町村名	推進員数 (2025.6.1)	学習会・研修会等の開催	啓発紙等の発行	寸劇等の企画・公演	男性啓発事業等	地域会議の開催	その他
富山市	146	○	○	○	○	○	1地区1活動
高岡市	42	○	○			○	ミニ地区懇談会を地区ごとに実施
射水市	35	○	○	○	○	○	オレンジキャンペーンにて啓発活動を実施
魚津市	13	○	○		○		・「男女共同参画の目線で考える地域の防災」をテーマとした市民講座 ・アンコンシャスバイアスをテーマとした川柳コンテスト
氷見市	41	○	○			○	家事チェックリストの活用促進と傾向分析
滑川市	15	○	○		○	○	「一人ひとりが輝く笑顔あふれる写真」の募集・表彰
黒部市	26	○	○			○	定例会（月1回）、各地区での活動（秋ごろ）、セミナー開催、さわやか運動等への参加協力
砺波市	29	○	○		○	○	・男女共同参画推進のつどい開催 ・パープルリボンツリー、ライトアップ事業の実施
小矢部市	21	○	○	○	○	○	・男女共同参画あったか川柳の募集・表彰 ・企業向け働き方改革の意識調査実施
南砺市	58	○	○		○	○	避難所運営マニュアルの完成
舟橋村	5		○				村文化祭にて啓発活動
上市町	10	○	○				1地区1活動
立山町	19	○	○				DV防止運動週間期間に啓発活動実施
入善町	20	○	○	○	○	○	定例会開催、地域啓発活動の実施 男女共同参画フォーラムの開催
朝日町	10	○	○		○	○	・定例会の開催 ・アンコンシャス・バイアス川柳の公募
計	490 名						

(2) 市町村における男女共同参画計画の策定等の状況

市町村における男女共同参画計画は、15の市町村で策定済みであり、DV防止法に基づく基本計画は10市4町、女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）に基づく推進計画は10市3町で策定済みである。

また、男女共同参画に関する条例については、6市3町で制定済みである。

ア 計画策定の状況

〔2026.4.1現在〕

市町村名	男女共同参画計画		DV防止法に基づく基本計画の策定	女性活躍推進法に基づく推進計画の策定
	名　　称	計画期間		
富山市	第2次富山市男女共同参画プラン	2017.4～2027.3	○	○
	※「第2次富山市男女共同参画プラン後期実施計画」を策定	2022.4～2027.3		
高岡市	高岡市男女平等推進プラン（第2次）	2017.4～2027.3	○	○
	※「高岡市男女平等推進プラン（第2次）後期事業計画」を策定	2022.4～2027.3		
射水市	第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）	2022.4～2027.3	○	○
魚津市	魚津市男女共同参画プラン（第5次）	2026.4～2031.3	○	○
氷見市	氷見市男女共同参画プラン（第5次）	2022.4～2032.3	○	○
滑川市	滑川市男女共同参画計画（第3次）	2019.4～2029.3	○	○
黒部市	第2次くろべ男女共同参画プラン	2017.4～2028.3	○	○
砺波市	砺波市男女共同参画推進計画（第4次）	2022.4～2027.3	○	○
小矢部市	第3次小矢部市男女共同参画プラン	2023.4～2033.3	○	○
南砺市	南砺市男女共同参画推進プラン（第2次改訂）	2023.9～2027.3	○	○
舟橋村	舟橋村男女共同参画プラン	2021.3～2031.3		
上市町	第3次上市町男女共同参画プラン	2025.4～2031.3	○	○
立山町	立山町男女共同参画プラン（第4次）	2021.4～2026.3	○	
入善町	第6次にゅうぜん男女共同参画プラン	2023.4～2028.3	○	○
朝日町	第5次朝日町男女共同参画社会づくり計画	2025.4～2030.3	○	○

イ 男女共同参画に関する条例の制定状況

市町村名	名　　称	制定日	施行日
富山市	富山市男女共同参画推進条例	2006.3.30	2006.4.1
高岡市	高岡市男女平等推進条例	2005.11.1	2005.11.1
射水市	射水市男女共同参画推進条例	2006.12.20	2007.4.1
魚津市	魚津市男女共同参画推進条例	2004.3.17	2004.4.1
砺波市	砺波市男女共同参画推進条例	2005.9.27	2005.9.27
南砺市	南砺市男女共同参画推進条例	2006.3.28	2006.4.1
入善町	入善町男女共同参画推進条例	2003.3.28	2003.4.1
立山町	立山町男女共同参画推進条例	2021.12.17	2021.12.17
朝日町	朝日町男女共同参画社会の形成に関する条例	2002.3.22	2002.4.1

５．県民共生センターの状況

(1) 講座等の実施状況

富山県民共生センターでは、2006(平成18)年度に指定管理者制度を導入し、男女共同参画を推進するための拠点施設として、県民の学習・能力開発などを目的とした各種講座を実施している。

指定管理事業による各講座の実施状況及び受講者数は、次のとおりであった。

[2025(令和7)年度]

講　　座　　名	開催回数	開催期間	延べ受講者数
サンフォルテカレッジ基礎・入門編	1日間×年2回	4～10月	47
サンフォルテみらい塾	1日間×年1回	12月	356
Men's+(プラス)セミナー	1日間×年1回	7月	24
こころ＆からだセミナー	1日間×年2回	11月	135
わくわく人生セミナー	1日間×年1回	2月	69
DV防止啓発講座	1日間×年1回	11月	91
教員等のためのDV防止啓発講座	1日間×年1回	8月	9
若者のためのデートDV予防啓発出前授業	1日間×年11回	7～2月	980
サンフォルテカレッジ　講師派遣型	1日間×年2回	8月～12月	137
サンフォルテカレッジ　企画型	1日間×年4回	7～11月	134
サンフォルテカレッジセミナー	1日間×年1回	2月	104
エンパワーメント会議・講座	1日間×年1回	8月	75
就業支援技術講習	1日間×年6回	5～2月	72
DV被害者等のための自立支援講座	6日間×年1回	10月	7
働く女性のためのセミナー	1日間×年1回	8月	44
わくわくサンフォルテ探検隊	1日間×年1回	6月	42
高校等へのキャリア出前講座	1日間×年1回	4月	304
		合計	2,630

(2) 県民からの相談の状況

県民共生センターでは、男女共同参画に関する各種相談等を受け付けており、その状況は次のとおりであった。

【県民共生センター相談受付状況：主訴別　延べ件数】

区分	こころ	夫婦の問題	親子・親族	高齢化問題	生き方	人間関係	金銭の問題	職業の問題	DV	からだ	生活環境	性等の問題	福祉関係	その他	計
2023 (令和5)	1位 597	3位 87	84	2位 113	78	63	28	21	12	12	2	7	5	230	1,339
2024 (令和6)	1位 444	3位 103	71	2位 145	47	46	16	24	17	5	0	6	2	166	1,092
2025 (令和7)	1位 513	2位 99	3位 73	51	39	38	20	16	13	5	4	3	0	188	1,062

・2025（令和7）年度の相談件数順

６．富山県民男女共同参画計画(第５次)　目標指標一覧

指　標　名	基準	現在	２０２６年度 目標	２０３０年度 目標
基本目標Ⅰ　意識と行動のアップデート（更新）				
重点課題１　固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消				
1　男女の地位の平等感（家庭や慣習等の分野で平等になっていると感じている人の割合）	2021	家庭　33.8% 慣習等 10.4%	家庭 60% 慣習等 30%	家庭 ほぼ100% 慣習等 60%
家庭：まず学校教育の場における平等感(2015：60%）と同程度を目指し、将来的には不平等感の解消を目指す。 慣習：他の分野より平等感が低いため、2026年に向けては約20%増を目指し、2030年に向けては倍増を目指す。				
重点課題２　若者や女性に選ばれる職場環境づくり				
2　20～24歳の女性の転出超過人数	[2021] △774人	[2025] △397人	減少	さらに減少
県内企業において女性が働きやすく活躍できる環境づくり、女性が活躍している企業の情報発信や就活の段階に応じた情報提供、若い女性が魅力を感じる企業の誘致、創業をはじめ新たなチャレンジへの支援等により、就職期の女性の転入・定着を促進し、転出超過を減少させる。				
3　18～19歳の女性の富山県とのつながり実感	[2022] 女性　2.996 （男性　3.095）	[2025] 女性　3.09 （男性　3.12）	向上	さらに向上
特に転出超過が続いている20～24歳の手前の年齢である18～19歳の女性の「富山県とのつながり実感」を高め、県内定着やUターンにつなげる。				
4　希望していないが、現実として「仕事を優先」せざるを得ない男性の割合	2021	25.8% 〔希望　7.3% 現実 33.1%〕	15%以下	ほぼ0%
希望の生活として「仕事を優先」と答えた男性（7.3%）と、現実として「仕事を優先」させていると答えた男性（33.1%）の差（25.8%）を前回調査（2015年）の差（希望7.4%、現実39.1%で31.7%）と比較すると、６年間で約６%減少。働き方改革を促進し、各４年間(2023～2026、2027～2030)で２倍の12%程度ずつの減少を目指す。				
5　男性の育児休業取得率	[2021] 8.8%	[2025] 60.69%	80%	増加
育児休業取得について、2022年に職場における制度の個別周知や取得意向の確認が義務化されたことから、現状の女性の全国平均値（約80%）並を目指す。				
6　県における男性職員の育児休業取得率	[2021] 41.7%	[2025] 71.8%	[2025年] 80%以上	増加
「5 男性の育児休業取得率」の「2026年度までに80%」を１年前倒しし、「2025年度までに80%以上」を目指す。				
7　男女の地位の平等感（職場が平等になっていると感じている人の割合）	2021	26.9%	[2027年] 60%	ほぼ100%
学校教育の場における平等感(2015：60%）と同程度を目指し、将来的には不平等感の解消を目指す。				
8　賃金の男女格差（男性の賃金を100とした場合の女性の賃金の割合）	[2021] 73.9%	[2025] 71.9%	格差縮小	さらに格差縮小
国に先駆け、女性の経済的自立を表す指標として設定（国の第５次男女共同参画基本計画では、参考指標として設定）。				
重点課題３　家庭生活における男性の活躍促進				
9　６歳未満のこどもを持つ男性の家事・育児関連時間	2021	104分	170分	増加
第４次計画の目標(2021：140分、2026：170分）は達成されなかったものの、男性中心の労働慣行や固定的な性別役割分担意識の解消を図り、2026年の目標達成を目指す。				
10　こどもがいる20～40代の女性の自分時間の充実実感	[2022] 2.282	[2025] 2.45	向上	さらに向上
男性の家事・育児関連時間の増加により、女性の家事・育児負担を軽減し、自分時間の充実実感を高める。				
重点課題４　地域社会における男女共同参画の推進				
11　自治会長に占める女性の割合	[2021] 2.7%	[2025] 3.6%	6%	10%
近年の平均は１年で約0.2%の増加（2018：2.0%、2019：2.4%、2020：2.2%）。国の第５次計画の目標値は〔現状(2020)〕6.1%→〔成果目標(2025)〕10%。2026年度に向けて、まずは全国平均の6.1%を目指し、2030年度に向けては国の目標値の10%を目指す。				
基本目標Ⅱ　職場における女性の活躍拡大				
重点課題５　企業の経営方針決定過程への女性の参画拡大				
12　女性の管理職比率（役員、個人事業主等含む）	2021	13.3%	[2025年] 30%	増加
毎年、産業ごとの「管理職に占める女性の割合」の目標（全国平均値越え）を示して企業の取組みを集中的に促進することにより、2025年に向け、経済界と連携し、国が目指す「指導的地位に女性が占める割合30%」を目指す。				
13　とやま女性活躍企業認定数	[2022] 32社	[2025] 95社	300社	600社
女性管理職比率向上のため、2022年度に創設した「とやま女性活躍企業」認定制度については、人材確保のメリットを全面に打ち出し、経済界と連携して2030年までに600社の認定を目指す。				

指 標 名	基準	現在	２０２６年度 目標	２０３０年度 目標
重点課題６　政策・方針決定過程への女性の参画拡大				
14 県における管理職に占める女性の割合	[2022] 17.1%	[2026] 22.7%	[2031年] 27%以上	増加
特定事業主行動計画に基づき設定。				
15 学校の校長・教頭の女性割合	[2022] 35.1%	[2026] 43.5%	[2025年] 35%以上	増加
特定事業主行動計画に基づき設定。				
16 県警察における女性警察官の割合	[2022] 11.1%	[2026] 12.9%	令和13年4月1日まで14%程度	
特定事業主行動計画に基づき設定。				
17 農業委員に占める女性の割合	[2020] 10.1%	[2025] 12.9%	[2025年度] 30%	増加
「富山県農山漁村女性活躍プラン」に基づき設定。				
18 県の審議会等における女性委員の割合	[2022] 41.1%	[2026] 35.6% （※）	40%以上60%以下	40%以上60%以下
男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満とならないよう、女性委員の登用を促進。				
重点課題７　女性のチャレンジ拡大				
19 20～40代の女性の生きがい・希望実感	[2022] 2.567	[2025] 2.69	向上	さらに向上
様々な分野で女性がチャレンジできる環境を整備し、女性の生きがい・希望実感を高める。				
重点課題８　理工系・ものづくり分野への女性の活躍促進				
20 専門的・技術的職業従事者のうち研究者及び技術者における女性の割合	2021	13.7%	[2025年] 20%	30%
全国平均の伸びを勘案し、2025年までに約6%増の20%、2030年には30%を目指す。				
基本目標Ⅲ　男女共同参画社会の基盤づくり				
重点課題９　女性等に対するあらゆる暴力の根絶と生活上の困難への支援				
21 DV相談ができる窓口を知らない人の割合	[2021] 36.6%	[2024] % 60.8%	引き下げる	さらに引き下げる
富山県DV対策基本計画（第５次）に基づき設定。				
重点課題１０　ライフステージに応じた健康づくりへの支援				
22 健康寿命	[2021] 男72.71歳 女76.18歳	[2022] 男72.06歳 女75.63歳	延伸	さらに延伸
「富山県健康増進計画（第3次）」に基づき、平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加を目指す。				
重点課題１１　男女共同参画の視点に立った防災対策				
23 県防災会議における女性委員の割合	[2021] 16.4%	[2026] 17.4%	30%	増加
国の計画の目標値〔現状(2020)〕16.1%→〔成果目標(2025)〕30%に基づき設定。				

（※）2024（令和６）年調査から国の男女共同参画計画の審議会等の定義に準拠し、対象を法令に基づく附属機関としている。

７．男女共同参画に関連する統計資料（参考）

番号	項　　目	数　　値	調査時点	資　料　出　所
1	総人口 （女性）	986,224人 （505,024人 51.2％）	2025.10.1	県「人口移動調査」
2	65歳以上人口 （女性）	324,664人 （186,350人　57.4%）	2025.10.1	県「人口移動調査」
3	15歳未満人口 （女性）	101,610人 （49,425人 48.6%）	2025.10.1	県「人口移動調査」
4	平均寿命	女性　87.97歳 男性　81.74歳	2020年	厚生労働省「都道府県別生命表」
5	平均初婚年齢 （全国）	女性　29.1(29.7)歳 男性　30.3(31.0)歳	2025年	厚生労働省「人口動態統計」
6	婚姻率(人口千人対) （全国）	3.5（全国24位） （4.1）	2025年	厚生労働省「人口動態統計」
7	離婚率(人口千人対) （全国）	1.14(全国46位) （1.50）	2025年	厚生労働省「人口動態統計」
8	3世代同居率 （全国）	10.2％（全国5位） （4.2％）	2020.10.1	2020(令和2)年国勢調査
9	1世帯当たり人員 （全国）	2.50人(全国4位) （2.21人）	2020.10.1	2020(令和2)年国勢調査
10	幼保連携型認定こども園就園率 （全国）	55.8％(全国2位) （23.5％）	2025.5.1	文部科学省「学校基本調査」
11	高等学校等進学率	女性　99.2％(全国4位) 男性　99.1％(全国5位)	2025.5.1	文部科学省「学校基本調査」
12	大学等進学率	女性　63.8％(全国12位) 男性　55.3％(全国27位)	2025.5.1	文部科学省「学校基本調査」
13	女性就業率(15歳～64歳) （全国）	75.9％(全国3位) （70.6％）	2020.10.1	2020(令和2)年国勢調査
14	共働き率 （全国）	58.3％(全国4位) （51.6％）	2020.10.1	2020(令和2)年国勢調査
15	女性の平均勤続年数 （全国）	11.9年(全国8位) （10.4年）	2025年	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
16	女性雇用者に占める正社員の割合　（全国）	52.4%(全国 2位) （45.3％）	2022年	総務省「就業構造基本調査」
17	管理的職業従事者に占める女性の割合（全国）	9.2％（全国25位） （9.8％）	2020.10.1	2020(令和2)年国勢調査
18	専門的・技術的職業従事者のうち研究者及び技術者の女性割合（全国）	14.3％（全国4位） （13.4％）	2020.10.1	2020(令和2)年国勢調査
19	月間総実労働時間数 （全国）	女性　128.2(120.5)　時間 男性　156.4(152.1)	2024年	厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」
20	月間現金給与総額 （全国）	女性　247.9(247.7)　千円 男性　398.5(440.0)	2024年	厚生労働省「毎月勤労統計調査年報」

第２
男女共同参画推進施策の実施状況

富山県民男女共同参画計画（第５次）体系図

基本目標	重点課題	基本施策
Ⅰ 意識と行動のアップデート（更新）	1 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消	(1)固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けた取組の推進 (2)多様な選択を可能とする教育・学習の充実 (3)人権の尊重と多様性への理解促進
	2 若者や女性から選ばれる職場環境づくり	(4)就職期の若者や女性から選ばれるための対策（転入促進・定着） (5)働き方改革の推進とテレワークなど多様で柔軟な働き方の実現 (6)仕事と妊娠・子育て・介護との両立支援 (7)男性の育児休業取得の促進 (8)雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保 (9)女性のヘルスリテラシーの向上
	3 家庭生活における男性の活躍促進	(10)男性の家事・育児・介護参画の促進 (11)男性が参画しやすい環境の整備
	4 地域社会における男女共同参画の推進	(12)地域活動における男女共同参画の推進 (13)男女共同参画意識の地域への浸透
Ⅱ 職場における女性の活躍拡大	5 企業の経営方針決定過程への女性の参画拡大	(14)役員・管理職への女性の登用促進 (15)女性のキャリアアップやネットワーク形成への支援の充実
	6 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(16)行政における女性の参画拡大 (17)農林水産業や商工自営業における女性の参画拡大 (18)様々な分野における女性の参画拡大
	7 女性のチャレンジ拡大	(19)起業等を志す女性のチャレンジ支援 (20)女性デジタル人材の育成 (21)女性の能力開発・再就職、リカレント・リスキリング教育への支援
	8 理工系・ものづくり分野への女性の活躍促進	(22)女子学生・生徒の理工系分野の選択促進と理工系人材の育成 (23)ものづくり分野等での女性の活躍促進
Ⅲ 男女共同参画社会の基盤づくり	9 女性等に対するあらゆる暴力の根絶と生活上の困難への支援	(24)DV・ストーカー対策の推進 (25)性犯罪・性暴力への対策の推進 (26)ハラスメント防止対策の推進 (27)生活上の困難を抱えた女性等への支援
	10 ライフステージに応じた健康づくりへの支援	(28)人生100年時代を見据えた健康づくり (29)妊娠・出産への支援
	11 男女共同参画の視点に立った防災対策	(30)防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (31)男女共同参画の視点に立った防災の取組強化

※Ⅰ及びⅡは女性活躍推進法に基づく推進計画

2025(令和7)年度男女共同参画推進施策(概要版)

基本目標	2025(令和7)年度　主な施策の内容	
意識と行動のアップデート(更新)	固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス) の解消	◇新アンコンシャスバイアス・アンバサダー強化事業 ◇サンフォルテフェスティバルの開催 ◇とやまの高校生ライフプラン教育充実事業 ◇人権に関する啓発の推進
	若者や女性から選ばれる職場環境づくり	◇新富山の企業魅力発信プロジェクト事業 ◇新「富山で働こう」キャンペーン事業 ◇新女性の活躍促進官民連携事業 ◇新「福利厚生×家事支援」普及啓発事業 ◇拡理工系分野にチャレンジ！「中高生×富山で働く女性」交流促進事業 ◇拡帰ってこられ！就職応援事業費補助金 ◇学生と企業の交流強化事業 ◇企業立地助成金制度 ◇働き方改革・女性活躍サポート事業 ◇産後ヘルパー派遣実施体制強化 ◇事業所内保育施設推進事業 ◇働き方改革等の横展開推進事業
	家庭生活における男性の活躍促進	◇拡男性の育児休業取得緊急促進事業 ◇Men's＋(プラス)セミナー(県民共生センター運営管理費) ◇企業と従業員のウェルビーイング創出事業
	地域社会における男女共同参画の推進	◇富山県男女共同参画推進員設置事業 ◇富山県民共生センターの運営管理 ◇NPO チャレンジプロジェクト
職場における女性の活躍拡大	企業の経営方針決定過程への女性の参画拡大	◇新とやま中小企業人材育成カレッジ開催事業 ◇煌めく女性ネットワーク事業
	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	◇県の審議会等への女性参画促進 ◇県における管理職への女性職員の登用促進 ◇がんばる女性農業者支援事業 ◇農業・農村男女共同参画支援事業
	女性のチャレンジ拡大	◇新起業なら富山！創業・移住支援事業 ◇とやまスタートアップ「T-Startup」創出事業 ◇とやま人材リスキリング補助金 ◇ヘルスケア産業育成創出事業
	理工系・ものづくり分野への女性の活躍促進	◇建設業女性活躍支援事業 ◇奨学金返還助成制度 ◇公共職業訓練費
男女共同参画社会の基盤づくり	女性等に対するあらゆる暴力の根絶と生活上の困難への支援	◇新DV 対策基本計画(第５次)策定事業 ◇新養育費確保等支援事業 ◇新困難を抱える女性とこどもの支援に関する実態調査 ◇性暴力被害ワンストップ支援センターとやま運営事業 ◇女性相談センターの運営事業 ◇ひとり親家庭子育てサポート事業 ◇女性のつながりサポート事業 ◇ＤＶ被害者支援県民協働事業
	ライフステージに応じた健康づくりへの支援	◇新安心な妊娠出産包括支援推進事業 ◇性と健康の相談センター事業 ◇特定不妊治療費助成事業 ◇プレ妊活健診費助成事業
	男女共同参画の視点に立った防災対策	◇拡防災士養成事業 ◇消防団活動活性化事業 ◇男女共同参画の視点からの防災対策

2026(令和8)年度男女共同参画推進施策(概要版)

基本目標	2026(令和8)年度　主な施策の内容	
意識と行動のアップデート(更新)	固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス) の解消	◇新あなたにもアンコン・アルカモ事業 ◇新体験から学ぶアンコンシャス・バイアス発見事業 ◇新男女共同参画社会に関する意識調査 ◇サンフォルテフェスティバルの開催 ◇とやまの高校生ライフプラン教育充実事業 ◇人権に関する啓発の推進
	若者や女性から選ばれる職場環境づくり	◇富山の企業魅力発信プロジェクト事業 ◇「富山で働こう」拡散展開事業 ◇帰ってこられ！就職応援事業費補助金 ◇学生と企業の交流強化事業 ◇拡企業立地助成金制度 ◇拡女性の活躍促進官民連携事業 ◇大学生キャリア形成変容に係る意識調査事業 ◇働き方改革等の横展開推進事業 ◇働き方改革・女性活躍サポート事業 ◇新人材マッチングプラットフォーム創設事業 ◇「福利厚生×家事支援」普及啓発事業 ◇事業所内保育施設推進事業 ◇産後ヘルパー派遣実施体制強化
	家庭生活における男性の活躍促進	◇男性の育児休業取得促進事業 ◇Men's＋(プラス)セミナー(県民共生センター運営管理費) ◇企業と従業員のウェルビーイング創出事業
	地域社会における男女共同参画の推進	◇富山県男女共同参画推進員設置事業 ◇富山県民共生センターの運営管理 ◇NPO チャレンジプロジェクト
職場における女性の活躍拡大	企業の経営方針決定過程への女性の参画拡大	◇とやま中小企業人材育成カレッジ開催事業 ◇煌めく女性ネットワーク事業
	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	◇県の審議会等への女性参画促進 ◇県における管理職への女性職員の登用促進 ◇新地域資源 Re 活用付加価値創出事業 ◇がんばる女性農業者支援事業 ◇農業・農村男女共同参画支援事業
	女性のチャレンジ拡大	◇とやまスタートアップ「T-Startup」創出事業 ◇起業なら富山！創業・移住支援事業 ◇とやま人材リスキリング補助金
	理工系・ものづくり分野への女性の活躍促進	◇新とやま建設業魅力ある職場づくり支援事業 ◇奨学金返還助成制度 ◇公共職業訓練費
男女共同参画社会の基盤づくり	女性等に対するあらゆる暴力の根絶と生活上の困難への支援	◇DV被害者支援県民協働事業 ◇女性相談支援センターの運営 ◇性暴力被害ワンストップ支援センターとやま運営事業 ◇養育費確保等支援事業 ◇ひとり親家庭子育てサポート事業 ◇女性のつながりサポート事業 ◇新困難な問題を抱える女性居場所提供支援事業
	ライフステージに応じた健康づくりへの支援	◇安心な妊娠出産包括支援推進事業 ◇性と健康の相談センター事業 ◇特定不妊治療費助成事業 ◇プレ妊活健診費助成事業
	男女共同参画の視点に立った防災対策	◇拡防災士養成事業 ◇消防団活動活性化事業 ◇男女共同参画の視点からの防災対策

【 参 考 資 料 】

富山県男女共同参画推進条例

目次

第１章　総則（第１条―第 12 条）
第２章　男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 13 条―第 19 条）
第３章　富山県男女共同参画審議会（第 20 条・第 21 条）
第４章　財政措置等（第 22 条―第 24 条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、男女共同参画社会の形成を促進するため、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画　男女が、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第３条　男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女は平等であり性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行の見直し）

第４条　男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすることを旨として、行われなければならない。

（政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画）

第５条　男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と社会における活動の両立）

第６条　男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（男女の生涯にわたる健康の確保）

第７条　男女共同参画の推進は、男女が生涯を通じて健康（身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることをいう。）であって、それぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第８条　男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び富山県の地域

特性にかんがみ、男女共同参画の推進は、環日本海地域における取組を重視しつつ、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第９条　県は、第３条から前条までに定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　県は、男女共同参画の推進に当たり、国、市町村、県民及び事業者と連携して取り組むものとする。

（県民の責務）

第10条　県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

２　県民は、県が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第11条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

２　事業者は、県が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

（男女の人権侵害の防止）

第12条　何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。）、男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。）その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第２章　男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画の策定）

第13条　知事は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

２　男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱

(2) 前号の大綱に基づき実施すべき具体的な男女共同参画推進施策

(3) 前２号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

３　知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ富山県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

４　知事は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。

５　前２項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（県民及び事業者の理解を深めるための措置）

第14条　県は、広報活動等を通じて、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習活動において男女共同参画に関する教育及び学習の促進のための適切な措置を講ずるものとする。

（男女共同参画推進員制度）

第15条　県は、県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画計画の啓発及び普及その他の活動を行う男女共同参画推進員の制度を設けるものとする。

（拠点施設の設置）

第16条　県は、男女共同参画を推進するための拠点となる施設を設置するものとする。

（県民及び事業者の申出）

第17条　知事は、県が実施する男女共同参画推進施策について、県民及び事業者から申出があった場合は、当該申出の適切な処理に努めるものとする。

２　知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為による男女の人権の侵害に関し、県民からの相談の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

（調査研究）

第18条　県は、男女共同参画推進施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

（市町村及び民間の団体に対する支援等）

第19条　県は、市町村が実施する男女共同参画推進施策及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

２　県は、個人及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する取組の奨励に努めるものとする。

第３章　富山県男女共同参画審議会

（設置及び所掌事務）

第20条　知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、富山県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 男女共同参画の推進に関する基本的事項及びこの条例の規定によりその権限に属させられた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

２　審議会は、前項各号に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（組織等）

第21条　審議会は、委員20人以内で組織する。

２　男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の４未満であってはならない。

３　委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

４　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任されることができる。

６　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

７　審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

８　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

９　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第４章　財政措置等

（財政上の措置等）

第22条　県は、男女共同参画推進施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（年次報告）

第23条　知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画推進施策の実施の状況についての報告書を作成し、公表するものとする。

（規則への委任）

第24条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成13年４月１日から施行する。

主な相談機関等一覧

相　談　内　容	機　関（施 設） 名	所　在　地	電 話 番 号
男女共同参画に関する問合せ	県知事政策局ジェンダーギャップ対策課	県庁内 （富山市新総曲輪 1-7）	076-444-3257
各種講座の受講、男女共同参画施策についての意見要望、男女共同参画に関する各種相談	富山県民共生センター 〃　相談コーナー(ｻﾝﾌｫﾙﾃ相談室)	富山市湊入船町 6-7	076-432-4500 076-432-6611
県政一般についての問合わせ	県民相談室 高岡地方県民相談室 魚津地方県民相談室 砺波地方県民相談室	（県庁内） 高岡市赤祖父 211 高岡総合庁舎内 魚津市新宿 10-7　魚津総合庁舎内 砺波市幸町 1-7　砺波総合庁舎内	076-431-3131 0766-26-8400 0765-22-9100 0763-32-8100
県や市町村が行っている女性教育に関する問合せ	県教育委員会生涯学習・文化財課 各市町村教育委員会	（県庁内）	076-444-3434
職業の紹介、求人、雇用(失業)給付を受けたいとき	各公共職業安定所		
ワーク・ナビ(求人情報)の閲覧と職業相談及び職業紹介	ハローワーク富山若年者職業相談コーナー	富山市湊入船町 6-7	076-444-8305
子育てをしながら就職を希望している方の就職支援	ハローワーク富山マザーズコーナー ハローワーク高岡マザーズコーナー	富山市湊入船町 6-7 高岡市向野町 3 丁目 43-4	076-461-8617 0766-21-1515
パートタイム雇用に関する問合せ	ハローワーク高岡マザーズコーナー	高岡市向野町 3 丁目 43-4	0766-21-1515
職業に必要な技能・知識を習得するための訓練を受けたいとき	富山県技術専門学院　本校 新川センター 砺波センター 北陸職業能力開発大学校 富山職業能力開発促進センター	富山市向新庄町 1-14-48 黒部市三日市 10 南砺市寺家 301-1 魚津市川縁 1289-1 高岡市八ヶ 55	076-451-8802 0765-52-0251 0763-22-3152 0765-24-2205 0766-22-2738
就業や起業、NPO 設立、キャリアアップなど、様々な分野へのチャレンジに関する総合的な相談	富山県民共生センターチャレンジ支援コーナー	富山市湊入船町 6-7	076-432-0234
女性の労働問題についての問合せ	富山労働局雇用環境・均等室 県商工労働部労働政策課	富山市神通本町 1-5-5 （県庁内）	076-432-2740 076-444-3256
賃金、労働時間、安全衛生などの労働条件、労災補償についての相談	富山労働基準監督署 高岡労働基準監督署 魚津労働基準監督署 砺波労働基準監督署	富山市神通本町 1-5-5 高岡市中川本町 10－21 魚津市新金屋 1-12-31 砺波市広上町 5-3	076-432-9537 0766-23-6446 0765-22-0579 0763-32-3323
女子労働者や家庭の主婦が日常のくらしの中でより豊かな知識や技能を身につけたいとき	滑川市働く婦人の家 砺波まなび交流館 上市町働く婦人の家 入善町広域働く婦人の家	滑川市田中新町 129 砺波市栄町 717 上市町法音寺1 入善町青木 170-1	076-475-5780 0763-33-1115 076-473-0075 0765-74-1089
育児・介護休業等に関する相談	富山労働局雇用環境・均等室	富山市神通本町 1-5-5	076-432-2740
県や市町村が行っている保育サービスなどについての問合せ	県厚生部子育て支援課 各市町村児童福祉担当課	（県庁内）	076-444-3208
健康増進、疾病予防、母子健康等についての問合せ	各市町村厚生担当窓口 富山県健康増進センター 各厚生センター（支所）・市町村保健センター	富山市蜷川 373	076-429-7575
母子（父子）家庭、寡婦、知的障害者の身上相談や生活保護についての相談	新川厚生センター福祉課 中部厚生センター福祉課 各市町村福祉担当窓口及び民生・児童委員	黒部市堀切新 343 上市町横法音寺 40	0765-52-1233 076-472- 1234(代表)
ｽﾄﾚｽや精神疾病など 心の悩みについての相談	富山県心の健康センター	富山市蜷川 459-1	076-428-0606
女性の悩みごとや配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)についての相談	富山県女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター) 富山県民共生センター相談コーナー 高岡市男女平等推進センター相談室 （配偶者暴力相談支援センター）	 富山市湊入船町 6-7 高岡市末広町 1-7	076-465-6722 ＃8008 076-432-6611 0766-20-1811
人権相談 ・女性人権相談 ・こども人権相談	・女性の人権ホットライン ・こどもの人権110番		0570-070-810 0120-007-110
職場におけるｾｸｼｭｱﾙ・ﾊﾗｽﾒﾝﾄについての相談	富山労働局雇用環境・均等室	富山市神通本町 1-5-5	076-432-2740
商品やｻｰﾋﾞｽについての、商品の選び方、購入方法などの相談、消費者金融相談	各市町村消費生活相談窓口 富山県消費生活センター 〃　高岡支所	 富山市湊入船町 6-7 高岡市御旅屋町 101 御旅屋セリオ内	076-432-9233 0766-25-2777
性犯罪被害者のための相談	富山県警察本部 ・性犯罪被害 110 番	県警察本部内 富山市新総曲輪 1-7	0120-72-8730 ＃8103
性暴力被害に関する相談	性暴力被害ワンストップ支援センターとやま		076-471-7879 ＃8891
ストーカーに関する相談	富山県警察本部 ・ストーカー相談電話	（県警察本部内）	0120-13-1104

富山県知事政策局　政策推進室　ジェンダーギャップ対策課
〒930-8501　富山市新総曲輪１番７号
ＴＥＬ　　０７６―４４４－３２５７
ＦＡＸ　　０７６―４４４－３４７９